

網 監 査 第 15 号

平成 30 年 1 月 4 日

網走市長 水谷 洋一 様

網走市議会議長 工藤 英治 様

網走市監査委員 藤原 誉 康

網走市監査委員 山田 庫 司 郎

定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、平成 29 年度に実施した定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

平成 29 年度

定期監査結果報告書

網走市監査委員

平成 29 年度 定期監査結果報告

1. 監査の対象

◎市長部局

- 企画総務部 職員課
- 市民環境部 戸籍保険課
- 健康福祉部 社会福祉課、健康推進課
- 観光商工部 観光課（措置状況等）、商工労働課
- 農林水産部 農林課、水産漁港課
- 建設港湾部 建築課、港湾課

◎教育委員会

- 学校教育部 学校教育課（措置状況等）
- 社会教育部 社会教育課、スポーツ課
- 学校関係 西小、呼人小中、白鳥台小、第四中、西が丘小、第五中

◎事務局等

選挙管理委員会事務局、農業委員会

◎水道部局

営業経営課、上水道課、下水道課

◎網走地方教育研修センター組合

2. 監査の期間

平成 29 年 6 月 29 日から平成 29 年 7 月 11 日まで（市長部局等関係）

平成 29 年 11 月 20 日～21 日、平成 29 年 11 月 28 日（学校関係）

3. 監査執行者

網走市監査委員 藤原 誉 康

網走市監査委員 山田庫司郎

4. 監査の対象年度等

平成 28 年度及び平成 29 年度（4 月～6 月）。なお、事務に関連する場合は、平成 27 年度及び直近事務の一部も対象とした。

5. 監査の主眼

一般会計及び特別会計並びに水道事業に係る財務に関する事務の執行について、適正かつ合理的、能率的に行われているかという点を主眼として、予算の執行状況のほか、財産及び物品の取得・管理状況、委託業務等に係る契約事務、公金及び現金の取扱い状況（市職員が経理を担当する団体を含む）、諸帳簿等の整備状況等について監査を実施した。

6. 監査の方法

監査にあたっては、対象部局から関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、関係職員より事務事業の執行状況及び内容について説明を受けるほか、必要に応じ現地の確認等を実施するなどの方法により監査を行った。

7. 監査の結果

財務に関する事務の執行状況については、概ね適正に処理されていることが認められたが、一部において、次のような改善等を要する事項が見られた。

指 導 事 項

1. 「社会を明るくする運動 網走実施委員会」の不適切な会計処理について
所管課職員が経理を担当する当該団体の事務処理について、支払伝票の取扱いに際し、①支払遅延、②請求日のない請求書の支出など、不適切な経理事務が散見された。

団体の経理事務については、公金に準じた適切な事務取扱いに努めること。

【社会福祉課】

2. 資金前渡金の精算について

前渡金精算の遅延が散見されている。前渡資金の精算については、①継続して必要とする資金の場合は、当該月分を翌 10 日までに、②その他の場合は、用務後 5 日以内に証拠書類を添えて報告（網走市会計規則 第 69 条第 1 項）することとされていることから、規則を遵守し、適切な事務の取扱いを徹底すること。

【農業委員会】

そ の 他 の 意 見

上の指導事項とは別に、その他の監査意見として、口頭又は文書による指導等を行った。

- | | | |
|------------|------|----------|
| 1. 軽微な改善事項 | 11 件 | |
| 2. 検討事項 | 5 件 | (計 16 件) |